

兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項

兵庫県教育委員会

1 募集職種

職種	職務内容	必要な免許
講師等（臨時講師・非常勤講師）	臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭等に準ずる職務に従事します。 非常勤講師は、週あたり決まった時間割に応じて勤務します。	教員免許
事務職員	県立学校で行う一般事務に従事します。	
栄養士	県立特別支援学校で行う児童給食等の専門的業務に従事します。	栄養士
校務員	県立学校で行う校舎内外の清掃等環境整備の諸作業を行います。	
実習員	職業学科を設置する県立学校で行う実習の補助作業を行います。	
調理員	県立特別支援学校等の寄宿舎又は給食施設で行う調理業務及び炊事・配膳等の作業を行います。	調理師

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許（有効期限内）を取得していることが必要です。

2 資格

以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方が登録できます。

①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

※障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方を含みます。

②免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する方

※教員免許については有効期間中のものに限りします。

③地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

（参考）地方公務員法第16条

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の以下の各号のいずれにも該当しない方

(参考) 学校教育法第9条

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校担当）へ、持参または郵送してください。

4 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用予定校

兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、登録申込書を提出してください。

8 任用期間

原則として1年以内。学校の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤嘱託員に準じます。（経歴に応じて給料月額を決定します。）

常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居手当等諸手当が支給されます。

非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

(参考:四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合)

臨時講師:204,776円 事務職員:183,103円 栄養士(短大卒):173,211円

校務員:178,514円 実習員・調理員:186,052円 ※左記以外に諸手当が支給されます。

非常勤講師:2,800円(50分)

※非常勤は任用形態により差異があります。

10 登録申込書の配布場所

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班(県立学校担当)(県庁3号館11階)

※ 教職員課のホームページからダウンロードができます。(両面印刷をして使用してください)

(URLをここに記入)

※ 登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望と朱書きしてください。

11 登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 (この番号を使うと住所の記載は不要です)

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班(県立学校担当)

TEL(078)341-7711 内線5656

FAX(078)362-4284

12 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず電話・FAXやハガキ等で連絡してください。
- 任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。
- 登録された方は、任用が決まり次第、別紙様式で早急にFAXまたはハガキで任用状況を報告してください。

FAX (078) 362 - 4284

兵庫県立学校 障がい者人材登録 任用報告

教職員課人事・業務改善班（県立学校担当） 行

希望職種	
------	--

名 前 _____

TEL () - _____

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用状況	学 校 名	任用期間	職種	任用形態	勤務時間 (非常勤)
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	

兵庫県立学校障がい者人材登録申込書

※裏面の注意事項をよく読み、太枠内を記入してください(* 欄は記入しない)

※第1希望を赤で塗りつぶす

平成31年度	申込年月日	平成 年 月 日				*	-
フリガナ				性別	生年月日		
名前					昭和 平成 年 月 日		
現住所	〒(-)			TEL(-)			
その他連絡先	〒(-)			TEL(-)			
写真貼付 ・3ヶ月以内に撮影したもの(上半身脱帽) ・写真の裏に名前・職種を記入して下さい。 ・大きさ3cm×4cm							
学歴	学校名	学部	課程・学科	専攻	在学期間		区分
	中学校	/	/	/	年 月 ~ 年 月		卒業・中退
	高等学校	/	/	/	年 月 ~ 年 月		卒業・中退
	特別支援学校 大学 短大 専門学校	/	/	/	年 月 ~ 年 月		卒業・卒業見込・中退
	大学 大学院 大学専攻科 短大専攻科	/	/	/	年 月 ~ 年 月		修了・修了見込・中退
取得資格・免許				特技			
教員免許状	種類、教科 (例: 中高一國、高専数)		取得(見込)年月		更新講習 修了確認手続き		次回修了確認期限
			年 月		更新済み (更新中 月更新予定) 未		年 月
障害者手帳等	障害名						
	障害者手帳の種類 (該当するもの全てに○をつけて、級を記入する)	身体 (級)	交付番号	機関	交付年月日	年 月 日	
		精神 (級)	交付番号	機関	交付年月日	年 月 日	
		知的 ()	交付番号	機関	交付年月日	年 月 日	
身体状況	1 健康 2 やや健康 3 不健康			必要な補装具等			
	既往症						
希望事項	勤務形態の希望	・常勤 ・非常勤(一日)		時間/週		日程度を希望)	
	希望の職種	第一希望		第二希望		第三希望	
	勤務希望地域 ※	第一希望		第二希望		第三希望	
	勤務可能時期	自動車 通勤		可 ・ 不可	通勤可能時間	時間 分程度まで	
	得意な業務						
	苦手な業務	パソコン: ワード <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 少しできる エクセル <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 少しできる アクセス <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 少しできる					
配慮を求める事項	その他 () <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 少しできる						

↓

講師等

事務職員

栄養士

校務員

実習員

調理員

※裏面にある<記入上の注意>を確認しながら記入して下さい。
※記入欄は裏面にもあります。この用紙を両面印刷してご使用下さい。

職歴 すべての職歴について年月日の新しい順に記入してください。アルバイトなど正規雇用以外の職歴については、週あたりの勤務時間数を、職名の後の〔 〕に記入して下さい。

いつから	いつまで	学校(会社)名・職名	職務内容 (営業、経理、修繕等、樹木管理など具体的に記入)
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	
年 月～	～ 年 月	[]	

本記載事項が事実であるとともに、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しないことを誓います。
任用された場合、障害者雇用状況の報告のために兵庫県教育委員会が個人情報を利用することに同意します。

年 月 日 名 前

(必ず自署してください)

教育委員会事務局や教育機関、教育委員会外郭団体などにおいて、非常勤嘱託員等の任用を希望しますか(該当するものを○で囲む)

希望する ・ 希望しない

<記入上の注意>

- 1 黒ペン又は黒のボールペンを使用し、楷書で記入してください。パソコンで直接入力してもかまいません。
- 2 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、交付年月日について有効期限内のものをご記入下さい。
- 3 栄養士・調理員として登録する方は、取得資格・免許の欄に、取得している資格を記入して下さい。
- 4 講師等として登録する方は、取得している教員免許状について、免許更新の状況も含めて、ご記入下さい。
- 5 使用する補装具等がある場合は、車いす、ルーペ(拡大鏡)、補聴器など具体的にお書き下さい。
- 6 「希望地域」欄 ※希望する地域を以下から選んで記入してください。

全県	神戸	阪神	丹有	東播磨	西播磨	但馬	淡路
----	----	----	----	-----	-----	----	----

それぞれの地域には、以下の市・郡が含まれます。全県は、兵庫県全域を対象とします。

神戸:神戸市
 阪神:尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡
 丹有:丹波市・篠山市・三田市
 東播磨:明石市・加古川市・高砂市・西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・加古郡・多可郡
 西播磨:姫路市・相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・神崎郡・揖保郡・赤穂郡・佐用郡
 但馬:豊岡市・養父市・朝来市・美方郡
 淡路:洲本市・南あわじ市・淡路市

- 7 「勤務可能時期」欄については、年度又は期間で記入してください。
例) 平成31年度、平成31年4月～12月
- 8 すべての欄に記入した後、申込書の自署欄には必ず申込者本人が自分で署名して下さい。

ひょうごけんりつがっこう けんりつこうこう けんりつとくべつしえんがっこう しょう しゃじんざいとろうくほしゅうようこう
兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項

ひょうごけんきょういくいいんかい
兵庫県教育委員会

1 募集職種

しよくしゅ 職 種	しよくむないよう 職 務 内 容	ひつよう めんきよ 必 要 な 免 許
こうしなど 講師等 りんじ こうし 臨時 講師 ひじょうきん 非常勤 こうし 講師	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆ 臨時 講師（ 常勤 ）は、教諭、養護 教諭 とう じゆん しよくむ じゅうじ 等に 準 ずる 職務 に 従事 します。 ひじょうきん こうし しゅう きまった 非常勤 講師 は、 週 あたり 決まった じかんわり おうじて 時間割 に 応じて 勤務 します。	きょういんめんきよ 教 員 免 許
じむしよくいん 事務 職 員	けんりつがっこう おこなう いっぱん じむ じゅうじ 県立 学校 で 行 う 一 般 事務 に 従事 します。	
えいようし 栄 養 士	けんりつ とくべつ しえん がっこう おこなう じどう 県立 特別 支援 学校 で 行 う 児 童 きゅうしよくなど せんもんてきぎょうむ じゅうじ 給 食 等 の 専 門 的 業 務 に 従事 し ます。	えいようし 栄 養 士
こうむいん 校 務 員	けんりつ がっこう おこなう こうしゃ ないがい 県立 学校 で 行 う 校 舎 内 外 の せいそう など かんきょう せいび しょさぎょう 清 掃 等 環 境 整 備 の 諸 作 業 を おこないます 行 います。	
じっしゅういん 実 習 員	しよくぎょうがつか せっち けんりつがっこう 職 業 学 科 を 設 置 す る 県 立 学 校 で おこなう じっしゅう ほじよさぎょう おこないます 行 う 実 習 の 補 助 作 業 を 行 います。	
ちょうりいん 調 理 員	けんりつ とくべつ しえん がっこう とう きしゆくしゃ 県立 特別 支援 学校 等 の 寄 宿 舎 また きゅうしよくしせつ おこなう ちょうりぎょうむ 又 は 給 食 施 設 で 行 う 調 理 業 務 および すいじ はいぜんなど さぎょう おこないます 及 び 炊 事 ・ 配 膳 等 の 作 業 を 行 います。	ちょうりし 調 理 師

めんきよ ひつよう しよくしゅ おうぼ がいと う めんきよ
 ※ 免 許 が 必 要 な 職 種 へ の 応 募 に は、 該 当 す る 免 許

ゆうこうきげんない しゅとく ひつよう
 （ 有 効 期 限 内 ） を 取 得 し て い る こ と が 必 要 で す。

2 しかく 資格

いか じょうけん こうしとう じょうけん み かた
以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方
が登録できます。

① しんたいしょうがいしゃてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

りょういくてちょう すく もって かた
または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

しょうがいしゃしょくぎょうせんたーとう こうてきはんていきかん ちてき
※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的

しょう しゃ はんてい かた ふく
障がい者と判定された方を含みます。

② めんきょ ひつよう しょくしゅ とうがいしょくしゅ
免許が必要な職種については、当該職種に

ひつよう めんきょ ゆう かた
必要な免許を有する方

きょういんめんきょ ゆうこうきかんちゅう かぎ
※ 教員免許については有効期間中のものに限ります。

③ ちほうこうむいんほうだい16じょう かくごう がいとう かた
地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい16じょう
(参考) 地方公務員法第16条

せいねんひこうけんになん ひほさにん
・ 成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう けい しょ しっこう お
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその
しっこう う もの
執行を受けることがなくなるまでの者

ひょうごけん ちょうかいめんしょく しょぶん うけ とうがいしょぶん
・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の
ひ 2ねん けいか もの
日から2年を経過しない者

にっぽんこくけんぽうしこう ひいご にほんこくけんぽう
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその
した せいりつ せいふ ぼうりょく はかい しゅちょう
下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する

せいとうそのた だんたい けっせい かにゆう もの
政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

こうしとうとうろくきぼうしゃ くわ がっこうきょういくほうだい9じょう
④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の

いか かくごう がいとう
以下の各号のいずれにも該当しない方

さんこう がっこうきょういくほうだい9じょう
(参考) 学校教育法第9条

せいねんひこうけんにん ひほさにん
・成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう けい しょせられたもの
・禁錮以上の刑に処せられた者

きょういくしよくいんめんきよほうだい10じょうだい1こうだい2ごうまた だい3ごう
・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号

がいとう めんきよじょう こうりよく うしない とうがい
に該当することにより免許状がその効力を失い、当該

しっこう ひ 3ねん けいか もの
失効の日から3年を経過しない者

きょういくしよくいんめんきよほうだい11じょうだい1こう だい3こう
・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの

きてい めんきよじょうとりあげ しょぶん う 3ねん けいか もの
規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 とうろくてつづきおよびうけつけ 登録手続き及び受付

とうろく ねんかん つうじてずいじうけつけて しょてい しょう しゃ
登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者

じんざいとうろくもうしこみしょ ひつようじこう きにゆう ひょうごけんきょういく
人材登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育

いいんかいじむきよくきょうしよくいんかじんじ ぎょうむかいぜんはん けんりつがっこう
委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校

たんとう じさん ゆうそう
担当）へ、持参または郵送してください。

4 とうろく ゆうこうきかん 登録の有効期間

ゆうこうきかん とうろく きぼう ねんどかぎり 1ねんいなし ねんど
有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を

こえてにんよう きぼう ばあい さいどとうろく
越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

がいとう しょくしゅ けついでん しょうじたとき がっこう ごほんにんあて
該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに
ちよくせつれんらく めんせつ せんこう おこないます めんせつ さい
直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に
しょうがいしやてちょうとう かくにん
障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用予定校

ひょうごけんりつ こうとうがっこうおよびとくべつしえんがっこう
兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

7 任用の時期

にんよう けついでん しょう じてん ねんかん つうじずいじおこな
任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

さんこう にんよう おおいじき がつとうしよ たと ねん がつ
※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月
から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、
とうろくもうしこみしよ ていしゅつ
登録申込書を提出してください。

8 任用期間

げんそく ねんいなき がいこう じょうきょう おう にんよう きかん
原則として1年以内。学校の状況に応じ任用期間は
こと
異なります。

9 勤務条件

きゅうりょうなど しょくしゅ せいきしょくいん ひじょうきん
給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤
しょくたくいん じゅん けいれき おう きゅうりょうげつがく けつてい
嘱託員に準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)

じょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて ふようてあて じゅうきよ
常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居
てあてなどしよてあて しきゅう
手当等諸手当が支給されます。

ひじょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて しきゅう
非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

さんこう よんだいそつちよくごさいよう こうべしなきんむ ばあい
(参考：四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合)

りんじこうし えん じむしょくいん えん
臨時講師：204,776円 事務職員：183,103円

えいようし たんだいそつ えん こうむいん えん
栄養士(短大卒)：173,211円 校務員：178,514円

じっしゅういん ちょうりいん えん
実習員・調理員：186,052円

じょうきいがい しよてあて しきゅう
※上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし えん ぶん
非常勤講師：2,800円(50分)

ひじょうきん にんようけいたい さい
※非常勤は任用形態により差異があります。

10 とうろくもうしこみしよ はいふばしよ 登録申込書の配布場所

ひょうごけんきょういくいいんかいじむきょくきょうしよくいんか
兵庫県教育委員会事務局教職員課

じんじ きょうむかいぜんはん けんりつがっこうたんとう けんちょう ごうかん かい
人事・業務改善班(県立学校担当)(県庁3号館11階)

きょうしよくいんか
※教職員課のホームページからダウンロードができます。

りょうめんいんさつ しょう
(両面印刷をして使用してください)

とうろくもうしこみしよ ゆうそう とりよせるばあい へんしんよう
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として

ちょう ごうふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ
長3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、

そうふ さい しょう しゃじんざいとうろくもうしこみしよ
送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」

きぼう しゅがき
希望と朱書きしてください。

11 ^{とうろくもうしこみしよ ていしゅつさきおよびといあわせさき}
登録申込書の提出先及び問い合わせ先

^{ばんごう つかう じゅうしょ きさい}
〒650-8567 (この番号を使うと住所の記載は
^{ふよう}
不要です)

^{ひょうごけん きょういく いいんかい じむきょく きょうしよくいんか じんじ}
兵庫県教育委員会事務局教職員課人事
^{ぎょうむかいぜんはん けんりつがっこうたんとう}
業務改善班(県立学校担当)

TEL (078) 341-7711 ^{ないせん} 内線5656

FAX (078) 362-4284

12 ^{そのた}
その他

- ^{とうろくないよう へんこう しょうじたばあい かならずでんわ FAX}
登録内容に変更が生じた場合は、必ず電話・FAXや

^{など れんらく}
ハガキ等で連絡してください。

- ^{にんよう かぎり とうろく にんよう ばあい}
任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合が
あります。

- ^{とうろく ほう にんよう きまりしだい べっしょうしき さっきゅう}
登録された方は、任用が決まり次第、別紙様式で早急にFAX
^{にんようじょうきょう ほうこく}
またはハガキで任用状況を報告してください。